別記第4号様式（第3条第3号関係）

三　第　　　　　号

年　　月　　日

三笠市公文書一部公開決定通知書

様

（実施機関）

年　　月　　日付で請求のあった公文書の公開について次のとおり決定したので、三笠市情報公開条例第１１条第１項の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 請求年月日 | 年　　月　　日　（　　曜日） |
| 公文書の件名又は内容 |  |
| 決定の区分 | 一部公開 |
| 公開の日時 | 年　　月　　日（　　曜日）　　時　　分 |
| 公開の場所 |  |
| 非公開とした部分の概要及びその理由 | 非公開とした部分の概要三笠市情報公開条例第　　条第　　号に該当 |
| ※　公開が可能となる期日 | 年　　月　　日 |
| 担当課等 |  |
| 備考 |  |

備考１　公文書の公開を受ける際に、この通知書を持参してください。

なお、指定された日時に来庁されないときは、公開できない場合がありますので、都合が悪い場合は、あらかじめお知らせください。

２　「※公開が可能となる期日」とは、非公開決定した理由がなくなる期日を明示したもので、その時点で公文書の公開を希望する場合は、再度この日以降に請求をしてください。

３　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に実施機関に対して審査請求をすることができます。

４　この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日）から６月以内に三笠市（訴訟において三笠市を代表する者は三笠市長となります。）を被告として提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、処分又は裁決の日から１年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

（取扱　　　　　　　　　　）